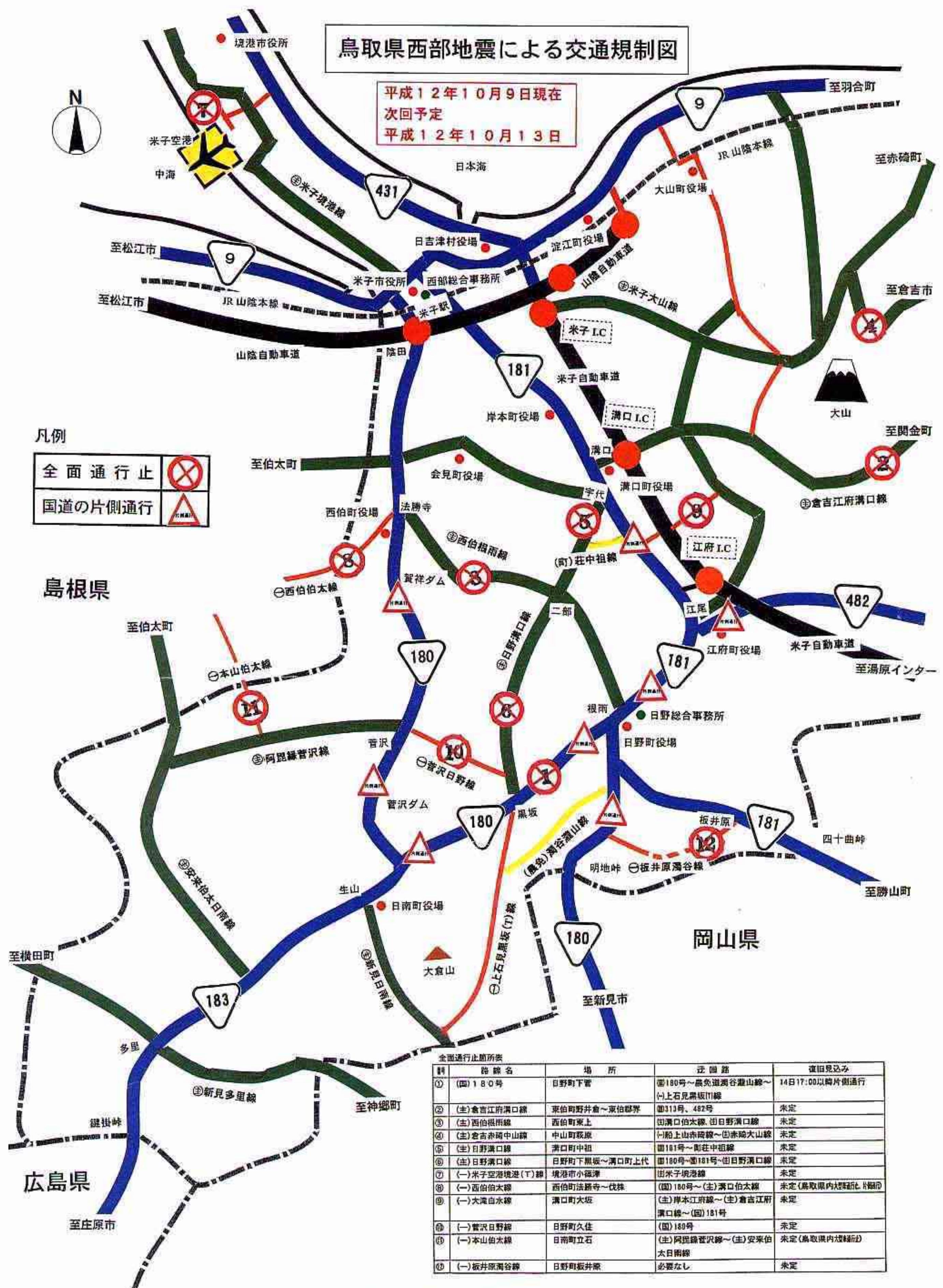


第13章 広報・新聞記事・その他資料



お問い合わせ先 鳥取県土木部道路課 電話 0857-26-7351

H 12.10.11 区長を通じ全世帯配布

平成 12 年 10 月 11 日

町 民 各位

西伯町長 坂 本 昭 文

災害救助法による住宅の応急修理等について

10 月 6 日防災無線放送しましたとおり西伯町に災害救助法が適用されました。つきましては対象条件に該当すれば応急修理等を行いますので、対象となると思われる方は下記の要領で申し出てください。

なお、この措置は住宅の修理等について住民の皆様からのお尋ねや、支援要請が多くあるため、現在厚生省や県と協議中であり決定されたものではありません。あらかじめ取りまとめ準備をしておくものでご承知おきください。

記

1 措置の内容

(1) 住宅が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方に対する当該住宅の応急修理（業者を派遣しての現物給付）

なお、土蔵・車庫及び農業用倉庫など居住に關係のないものは除かれます。

【限度額：一世帯あたり 531, 000 円以内】

(2) 住宅が障害物により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力ではその除去ができない方に対する当該障害物の除去

【限度額：一世帯あたり 141, 100 円以内】

2 対象者

次のいずれかに該当する方

(1) 平成 12 年町県民税所得割が非課税である世帯に属していること。

(2) 病気、けが等により、世帯において今後の収入が見込めないこと。

3 申出期間・申出場所

平成 12 年 10 月 11 日（水）～10 月 15 日（日）午前 9 時～午後 5 時

西伯町役場一階 相談窓口

4 注意事項

(1) 措置の対象は、1、2 の要件に該当するものに限られますので、明らかに該当しない方の申し出は、ご遠慮ください。

(2) 措置は、あくまでも応急修理に限られ、完全な修理を行うものではありません。

5 問い合わせ先

西伯町 災害対策本部 相談窓口 （66-3111）

平成12年10月15日

町民のみなさまへ

西伯町長 坂本 昭文

「鳥取県西部地震」住家被災状況調査申込書の提出について（ご案内）

このたびの震災により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
被災されました方々には、住家の被害の程度により、税の減免、私立学校授業料の減免など各種支援制度が設けられています。

これらの申請に必要となる罹災証明書を発行するときの判断資料とするため、希望される方の住家の被害状況をつきのとおり調査したいと考えますので、別紙申込書により申し込みいただきますようご案内いたします。

1. 申込期限 平成12年10月23日（月）午後5時まで
2. 申込み先 西伯町役場町民生活課窓口又は家屋復旧対策班
3. 調査時期 申込書が提出されてから、速やかに住家の被害状況を調査します。なお、調査時に被害状況の写真があればご提出下さい。
4. 注意事項
 - ①「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいいます。
 - ②先日、応急危険度判定のために住宅診断申請書を提出された方は、その申請書を住家被災状況調査申込書に代えますので、申込みの必要はありません（こちらから日程をご通知します）。
 - ③調査日の希望があればご連絡下さい。

平成12年10月15日

家屋を被災されたみなさんへ

西伯町長 坂本昭文

西伯町では、鳥取県西部地震の被害の甚大さに鑑み、同一敷地内の家屋の解体を必要とするものを所有者の承諾のもとに町が費用を負担して、解体・収集・運搬・処分を行う方針を決定しました。

解体の要件としては、被災状況の調査が必要となりますので、別添ご案内しております住家被災状況調査表の提出が必要です。

詳しくは町民生活課まで連絡ください。

なお、**写真が必要ですので、必ず被災写真をとっておいてください。**

受付No.

鳥取県西部地震家屋解体申込書

平成 年 月 日

西伯町長 坂本 昭文 様

申込者住所 西伯町大字

申込者氏名

印

被災者の住所	西伯町大字		
被災者の氏名		自宅 電話	昼間 携帯
住家の所在地	西伯町大字		
連絡のつく場所			
解体する家屋名			
敷地内の 家屋配置図			
備考			



謹んで災害のお見舞いを 申し上げます

この度の鳥取県西部地震により被害を受けられました町民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。西伯町では6日午後2時に災害対策本部を設置して本格的な活動を開始しました。幸いにも人命被害や火災の発生がなかったことと町民の皆様の冷静な行動と災害対策本部に対してのご協力を頂きスムーズな初動対応を図ることができたとうれしく思っています。

今後においては生活再建支援と災害復旧に全力をあげて取り組む覚悟でありますので引き続きご協力ください。この度の地震被害に対して全国各地からお見舞いや救援物資を頂戴しております。お寄せ頂いた皆さんのご期待にこたえ立派に復興を果たすことが我々に課せられた勤めでもあります。

復旧には困難な課題が多いと思いますが、心と力を合わせて頑張ってまいりましょう。町も最善を尽くすことをお誓いして遅ればせながら書面をもってお見舞い申し上げます。

平成12年10月18日

町長 坂本昭文

編集・発行/西伯町役場総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡西伯町大字法勝寺377-1 TEL(0859)66-3111
fax66-4426・4806 西伯町ホームページ <http://www.saihaku.net/> E-mail saihaku@saihaku.net

1日も早い



災害の生活相談を町民生活課窓口で受け付けています

住 宅

住家被災状況調査

居住のために使用している建物の被災状況を調査しています。
各戸に届けている「住家被災状況調査申込書」提出で調査。

申し込み期限 12年10月23日(月)
午後5時まで

家屋復旧対策班、町民生活課窓口へ

住宅診断申請、被災状況申請のあつた被害の集中しているところから、建築の専門家、町職員がチームを組んで、回っています。

調査が全地区終了すれば、全壊・半壊・一部損壊の記入した罹災証明書の発行を行います。

被害の程度により各種支援制度が設けられています。

12年度災害救助法による住宅の応急修理

住家が半壊し自らの資力により応急処理ができないかた（町民税非課税世帯）には、居室、炊事場、及び便所など日常生活に最小限度の部分を（最高531,000円）、町が応急修理をします。（平成12年11月5日まで）
くわしくは、町民生活課へ

地震による倒壊住宅等の解体・修理・撤去

地震の被害が大きい同敷地内の家屋の解体を必要とする世帯対象。
「鳥取県西部地震家屋解体申込書」を提出した所有者の承諾をもとに、町が費用を負担して解体・収集・運搬・処分を行っています。

被災写真をとっておきましょう。

くわしくは、町民生活課へ

住宅復興補助金

地震で大きな被害を受けた居宅等の建設・補修をする者に、補助金を検討中

なんでも相談してください。

生活支援

町独自の被災世帯見舞金

被害状況に応じ検討中

高齢者等生活支援事業

1世帯あたり10万円

被災された高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯、母子家庭等で、自宅の清掃、修繕等が困難の場合、自宅での生活が可能となるよう支援する。
くわしくは、健康管理センター
「すこやか」 TEL (66) 5522へ

税の減免・延納制度

地震により家屋等に被害があった方に申請により行う。

町税の納期2ヵ月延長

10月31日納期の町県民税と
国民健康保険税
11月30日納期の国民健康保険税

10月22日までに申請してください
くわしくは、町民生活課へ

県税の納期延長、減免

くわしくは、県税事務所
TEL (31) 9621へ
TEL (34) 6211へ

* * * * * 検討事項は、わかりしだい お知らせします。 * * * * *

再建を願って!

話し合いを深め、笑い声があふれる町をとり戻しましょう。

所得税の控除

雑損控除・災害減免法の軽減措置
損失額の領収書・明細が必要
くわしくは、米子税務署

TEL (32) 4121へ

高校等の授業料の免除

住家が全半壊し、かつ資産が一定
限度以下の方には、高等学校等の授
業料の免除・減免があります。
くわしくは、通学しておられる学
校へお問い合わせください。

貸付

生活福祉資金特例貸付

1世帯あたり 10万円まで

地震で被災した世帯で当面の生活費
を必要としている世帯
くわしくは、福祉センター「しあわせ」内
社会福祉協議会 TEL (66) 2900へ

住宅金融公庫等

災害復興住宅貸付

地震で住宅に被害を受けたものに対
して建設・補修資金の融資をする
くわしくは、公庫窓口金融機関へ

相談

被災された事業主の方へ の税務・金融相談窓口

税務、金融をはじめとする被災関連
のご相談にご利用ください。

相談窓口 西伯町商工会

TEL (66) 2035

8:30~17:00 Fax (66) 5535
不在時 090-4142-0572 (山根) まで

税務相談講習会の開催

【開催日】10月23日(月)

11月8日(水)

11月14日(火)

【とき】午後2時から

【ところ】西伯町林業総合センター

悪質な業者に注意!

困った時は、

消費生活 110番

鳥取県西部地震による家屋などの被
害について、シートの販売、家屋の
点検、修理などの訪問販売がひんぱ
んに行われているようです。

十分な検討をしないで契約をしてし
まい、お困りの場合は「消費生活 110
番」へご相談ください。

鳥取県立消費生活センター(コン
ベンションセンター4階)

TEL (34) 2648

TEL (34) 0859

【時間】午前8時30分~午後7時

【期間】当分の間

心のストレス相談

西伯小に相談窓口設置

地震による児童生徒の「心の健康
相談」に対応するため、米子児童相談
所の専門員が相談を受けています。

【期間】10月17日~21日

【時間】午前10時30分~

午後3時30分

相談は、TEL (66) 5345へ

西部健康福祉センターでも相談受付

TEL (31) 9317 (医師常駐)



H 12.11.2 区長を通じ全世帯配布

町民のみなさまへ

この度の震災で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

10月6日にこの地方を襲った地震はマグニチュード7.3という極めて大きな地震であり、我が西伯町にも甚大な被害をもたらしました。

丁度この日は、長い間準備を進めて参りました介護保険推進全国サミットを、我が町が主催して米子市で開催中でありました。全国からの参加者にけががなければと大変心配をしましたが、幸いに1人のけが人もなく安堵した次第であります。

サミットは中止として午後2時に災害対策本部を設置して本格的な災害対策に取り組むことと致しました。次々と寄せられる被害報告に、この度の地震被害の大きさに驚いた次第ですが、幸いに人命に被害がなかった事と、火災が発生しなかった事が何よりありました。住民の皆様の冷静な行動と職員の素早い対応によってスムースな初動対応が図られたことを嬉しく思っております。

これから本格的な生活再建支援と災害復旧に取りかかる訳でありますが、被害の規模に比較して我が町の財政は余りにも弱小で住民の皆様の期待に十分応えることは不可能であります。

従って私は、この度の復興にあたってはしっかりととした復興に対する信念、考え方の元で進めなければならないと思っております。すなわち、

1. 地方公共団体の本来の使命は、住民の生命・財産を守り、安心して安全に暮らすことと保証することであるという事であります。この原点に立ち返って、災害復興について町を上げて取り組む事を、この際内外に明らかに致したいと存じます。
2. 限られた財源の中で復興を行う訳でありますから、社会的弱者については特別な配慮が必要であります。われ先にという姿勢は許されません。冷静に思いやりをもった行動が求められます。役場もこれらの点に十分配慮して対応して参りますので、ご理解とご協力を賜りたく存じます。
3. 施策の施行について優先順位をつけて行う必要があります。住民の皆さん的生活再建を最優先として、一時的には大型の公共事業等について繰り延べ措置も行って参ります。
4. どのような状況にあっても西伯町の未来をつくっていくものは今を生きる我々であります。このような非常事態の中で、私達の力量が試されております。心と力を合わせて復興にがんばって参りましょう。

以上の点を町長として皆様にお願いしたいと存じます。

県の施策もほぼ明らかとなった先般、総額約19億円の一般会計補正予算を臨時議会に提案し可決頂きました。

財源の内訳で大きなものは、基金の取り崩し 78,400 万円であり、吐き出すものは吐き出して災害復興に充当しようという、私ども執行部の考えであります。

片山知事もしっかりと応援して頂いております。県支出金として 81,600 万円を見込んでおりますが、県もしっかりと支援策を打ち出していますので、どうか皆様におかれましては、私どものこのような考え方をご理解頂き、復興に精を出して頂きますようお願い申し上げます。

この度の震災で全国各地より多くの皆様より暖かいご支援の数々が寄せられております。これらの皆様の期待に応え西伯町の復興は立派であったと言って頂けるよう、私も先頭に立ってがんばりますので、皆様方の一層のご協力を重ねてお願い致します。

平成 12 年 11 月 2 日

町 長 坂 本 昭 文

鳥取県西部地震における 支援制度説明資料

第2版

(2000. 10. 26)

西伯町災害対策本部

制度が未確定なものがあることを
了承ください

見舞金制度

1 県の見舞金制度

住家が全壊若しくは半壊した者の世帯主

〈見舞金〉 20,000 円

町が半壊以上の被災リストを県に送付し、被災者に対し県が直接支払う。

詳細未定

2 町の見舞金制度

家屋が全壊若しくは半壊した者の世帯主

住家・長屋・離れ・車庫・農業用倉庫等付属屋が被災した場合でも見舞金を支払う。

〈見舞金〉 20,000 円

本人申請に対し町が直接支払う。

詳細未定

利子補給・融資

1 住宅金融公庫等災害復興住宅融資への利子補給

住宅金融公庫災害復興住宅融資を受ける者（利率2.1%）に対し、当初6年間、2.1%の利子補給を行う。

〈融資限度額〉 建設：2,080万円（35年償還、含整地資金）

補修：970万円（20年償還）

※ 補修には、石垣・擁壁等を含む。但し、10万円以上住宅の補修を行った場合。

※ 金融機関（政府系、消費者金融機関を除く。）の融資も対象。

（当初6年間2.1%以内の利子補給とする。）

2 鳥取県災害復興住宅建設資金の融資

住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を行う。

〈融資限度額〉 建設：400万円（20年償還）

補修：200万円（10年償還）

〈利 率〉 2.1%（当初6年間無利子）

※ 補修には、石垣・擁壁等を含む。但し、10万円以上住宅の補修を行った場合。

※ 「住宅金融公庫等」には、金融機関（政府系、消費者金融機関を除く。）の融資も対象。

住宅復興補助金

1 住 宅 関 連 補 助 (今後詳細決定)

鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する。

①住宅建設

建設 〈補助対象限度額〉 : 300万円

※ ただし西伯町内に建設する場合に限る。

〈負担割合〉 : 県2/3、市町村1/3

②住宅補修

補修 〈補助対象限度額〉 : 150万円

原則として母屋の補修に係る経費（補助対象部分は被災にかかる部分のみとする。）

〈負担割合〉

	本人負担	町 負 担	県 負 担	備 考
工事費が 10万円以下	1/2	—	1/2	本人負担千円未満繰上
工事費が 10万円を超 え 50万円以下	1/4	1/4	1/2	"
工事費が 50万円を超 え 150万円以下	1/3	1/3	1/3	"

(例-①) 工事費 100万円の場合の自己負担金

$$100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$$

$$400,000 \text{ 円} \times 1/4 = 100,000 \text{ 円}$$

$$500,000 \text{ 円} \times 1/3 = 167,000 \text{ 円} \leftarrow 166,666 \text{ 円}$$

自己負担 計 317,000 円

(例-②) 工事費 40万円の場合の自己負担金

$$100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$$

$$300,000 \text{ 円} \times 1/4 = 75,000 \text{ 円}$$

自己負担 計 125,000 円

2 石 垣 関 連 補 助 (今後詳細決定)

①民地間の石垣撤去・補修補助

石垣、擁壁の崩落により、周囲の住宅等に被害を及ぼすと認められる場合補助金を交付する。
ただし、関係者間の承諾が必要。

補助対象部分は被災にかかる面積部分のみであり、従前の石垣等の原型復旧工事に要する工事費までを補助対象とする。

〈補助対象限度額〉 150万円

〈負担割合〉 県1/3、市町村1/3、本人1/3 (10万未満は2/3)

	本人負担	町 負 担	県 負 担	備 考
工事費が 10 万円 未満	2/3	—	1/3	本人負担千円未満線上
10 万円以上 150 万未満	1/3	1/3	1/3	"

②道路法上の道路（町道）に面した民間石垣撤去支援

町道の安全を確保するため倒壊した石垣・塀等の撤去については町が実施する。ただし、未倒壊の物件については所有者の承諾があったものについて施行する。

3 井戸の復旧費補助

水道未普及地域（大木屋・笛畑・大河内）及び水道給水区域外の被災住宅井戸が水位低下等の被災を受けた場合、井戸の改修費補助を行う。

〈補助対象限度額〉 60万円

〈負担割合〉 市町村 3/4、本人 1/4

4 災害廃棄物処理事業補助（今後詳細決定）

震災によって居住困難、修理不能となった家屋及び二次災害防止上町長が必要と認め、所有者が了解した物件の解体・収集・運搬・処分を行う。

〈補助対象限度額〉 必要経費

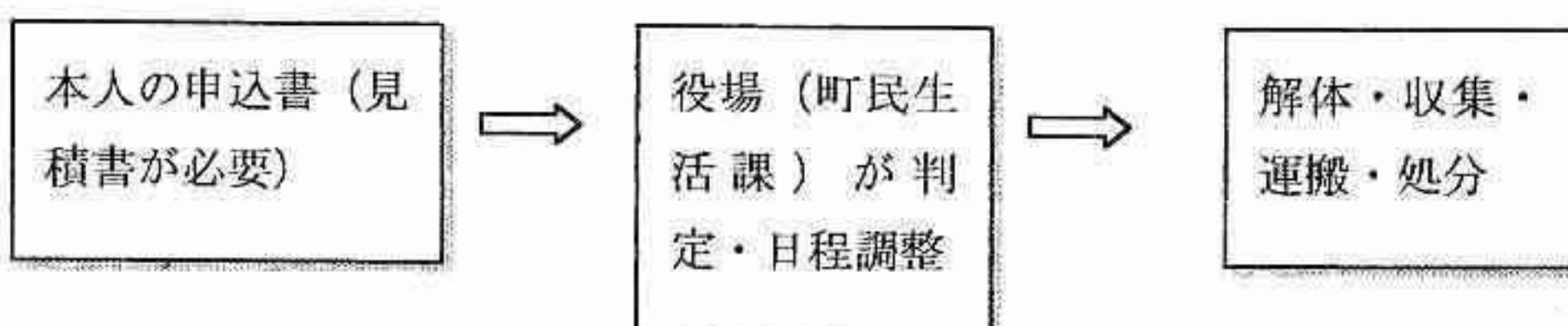
〈負担割合〉 本人負担なし

	町 負 担	県 負 担	国 負 担	備 考
住家その他敷地 内の建物処分	1/2	—	1/2	罹災判定なし
	1/2	1/2	—	"

ただし、門・塀のみの撤去は不可

申込書は 10/19 区長文書で配布しました。

当面の取り扱いは以下のようになります。



住宅の家賃減免

1 県営住宅

被災者が県営住宅に入居した場合について、1年間家賃を全額減免する。県営住宅の入居資格（所得要件等）に関係なく入居できる

- ① 家賃等は、平成 13 年 9 月まで全額減免する。

② 敷金は、減免期間中は徴収を猶予する。

入居可能県営住宅

米子市内 22 戸及び境港市内 21 戸

2 町営住宅

被災者が町営住宅に入居した場合について、3ヶ月間家賃を全額減免する。

① 敷金は、減免期間中は徴収を猶予する

3 民間賃貸住宅

被災者が、市町村の斡旋により、民間賃貸住宅に入居した際に行った市町村の家賃補助に対し、補助金を交付する。

〈事業主体〉 市町村

〈補助対象経費〉 市町村の家賃補助額

〈補助限度額〉 家賃 1ヶ月 6万円以上 : 3万円

1ヶ月 6万円未満 : 家賃の 1/2

〈期間〉 検討中

〈補助率〉 県 1/2 市町村 1/2

4 民間空家借り上げ補助

市町村が、民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について、補助金を交付する。

〈事業主体〉 市町村

〈補助対象経費〉 ① 市町村が民間空家を補修する経費

② 市町村が①の空家を借り上げた額と、被災者へ貸し付けた際の入居者負担額との差額

〈補助限度額〉 ①の経費 : 50万円

②の経費 : 1ヶ月当たり 3万円

〈補助率〉 ①及び②のいずれも、県 1/2 市町村 1/2

保育料の減額

被災された家庭の町立保育園通園児保育料を本人の申告により減額する。

〈対象者〉 詳細を検討中

〈減額する保育料〉 算定基準による

〈適用期間〉 平成 12 年 10 月から平成 13 年 3 月

水道料の減額

被災により宅内漏水で一定以上の使用量が計測された家庭の水道料金を本人の申告により減額する。

〈対象者〉 検討中

〈減額する水道料〉 //

〈適用期間〉 被災後最初の水道料金

集落集会所助成

被災を受けた地区公民館の補修について助成する

〈助成対象限度額〉 100万円

〈助成率〉 事業費の1/2

高等学校授業料の減免

このたびの鳥取県西部地震をはじめ、災害等に被災された場合には、高等学校の授業料が減免される制度があります。

概要は次のとおりです。詳細については各高等学校にお問い合わせください。

火災、風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれ授業料の支払い困難であると認められるとき。

減免が受けられる場合 ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・生徒の属する世帯の所得が一定の基準を上回る場合
- ・日本育英会、その他の奨学金の貸与又は給付を受けている場合

減免の種類等 全額免除 家屋が全壊（全焼）又は半壊（半焼）した場合

半額免除 上記以外の場合（一部破損など）

必要な書類 減免申請書、り災証明書、所得課税証明書（世帯全員）

申し込み・問い合わせ先 各高等学校

(参考) 所得基準の概要

(単位：千円)

世帯 人員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	7人を超える場合
前年の総 所得金額	3,220	6,190	7,180	8,170	9,160	10,150	11,140	左欄に定める額に、7人 を超える1人につき 990千円を加算した額

鳥取県西部地震関連で活用可能な制度事業

事業名	事業内容	備考
災害救助法関係	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 一世帯あたり 141,100 円以内</p> <p>自らの資力とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法による被保護者ならびに要保護者 (2) 平成 12 年度市町村県民税所得割が非課税（均等割のみ）である世帯 (3) 今回の震災で病気・けが・失業等により今後世帯において収入が見込めず、上記のいずれかに該当することになると思われる世帯 	
災害救助法関係	<p>居室・炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯あたり 531,000 円以内</p> <p>資力の条件は上記と同様</p>	
被災地の高齢者等の生活支援	<p>被災された 65 歳以上単身世帯等で自宅の清掃、小修繕が困難な場合、自宅での生活が可能となるよう支援する制度。</p> <p>負担割合：県 1/2 町 1/2</p> <p>助成額：1 世帯あたり 10 万円（特認 20 万円） 社協に委託しボランティアを活用した場合 1 世帯あたり 5 万円（特認 10 万円）</p>	対象者については拡大しています 照会ください。
災害援護資金	<p>① 貸付対象者 住居が全壊半壊した世帯、療養期間が概ね 1 ヶ月以上の世帯主</p> <p>② 所得制限 単身：220 万円以下、2 人：430 万円以下等</p> <p>③ 貸付対象 住宅の改築、補修</p> <p>④ 限度額 住宅の全壊：350 万円、半壊：250 万円等</p> <p>⑤ 事業主体 市町村</p>	所得制限があります。 6 年間利子 0 % を検討中

事業名	事業内容	備考
生活福祉資金	<p>① 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者世帯（所得制限あり） ・ 障害者世帯 ・高齢者世帯 ・ 上記災害援護資金の貸付対象者を除く。 <p>② 資金区分及び限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活資金（月額 10.3 万円） ・ 住宅資金（全壊：350 万円、半壊 250 万円） ・ 福祉資金（30 万円） 等 <p>③ 事業主体 社会福祉協議会</p>	6 年間利子 0 % を検討 中
母子寡婦福祉資金	<p>① 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・寡婦 ・ 40 歳以上の配偶者の無い女子 <p>④ 資金区分及び限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活資金（月額 10.3 万円：母子家庭となって 5 年未満の者） ・ 住宅資金（200 万円） ・ 転宅資金（26 万円） <p>事業主体 鳥取県（健康福祉センター）</p>	6 年間利子 0 % を検討 中
住金災害復興住宅融資	住宅金融公庫が行う災害復興融資を受ける者に対して 当初 6 年間利子補給を行う。	検討中
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金	被害を受けた農業施設の復旧費、経営再建費の融資について県・市町村で末端利率 0% の利子補給を行う。	検討中
林業改善資金	被害森林所有者等に対し、被害森林の整備に必要な資金を無利子貸与。	
子供の心の相談窓口設置	<p>地震により心のケアを必要とする児童に対し、児童相談所の心理判定員等が相談に応じる。</p> <p>設置場所：西伯小学校</p> <p>要請により家庭学校保育所等訪問</p>	

お問い合わせは土・日曜・祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間でお願いいたします。

役場(電話)66-3111

<http://www.saihaku.net>

e-mail : saihaku@saihaku.net

平成12年11月2日

区長各位

西伯町長 坂本昭文

住家以外の建物の被災状況について

このたびの鳥取県西部地震において、町独自の見舞金の支給等の要件を判断するために、新たに住家以外の建物の被災状況を把握することが必要となりました。

各区長様には公私共にご多忙のところ恐れ入りますが、下記の要領で別紙調査簿を取りまとめていただき、平成12年11月15日（水）までに西伯町役場（災害復興対策室）に提出していただきますようお願いします。

記

○ 調査対象世帯

このたびの震災により、住家以外の付属屋が概ね半壊以上の被害を受けたと思われる世帯（判断がつかない場合も、右側余白に？印を付してご記入ください）

住家の定義

現実に世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用している建物

世帯の定義

社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者

付属屋の定義

住家と同一又は隣接等の敷地内の建物

（例：長屋、離れ、蔵、車庫、農業用倉庫、便所、風呂、その他付属屋等）

*基礎がないなどの簡易なものは対象外

半壊の定義

損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

※ ご不明の点は、災害復興対策室（役場代表66-3111）までお問い合わせください。

住家以外の建物被災状況調査

部落名

区長名

(印)

世帯主氏名	住 所	被災した建物の種類 (該当箇所を○で囲んでください) ※ 基礎がないなどの簡易なものは対象外
	西伯町大字	長屋・離れ・蔵・車庫・農業用倉庫・便所・風呂 その他付属屋 ()

一広報一

さいはく

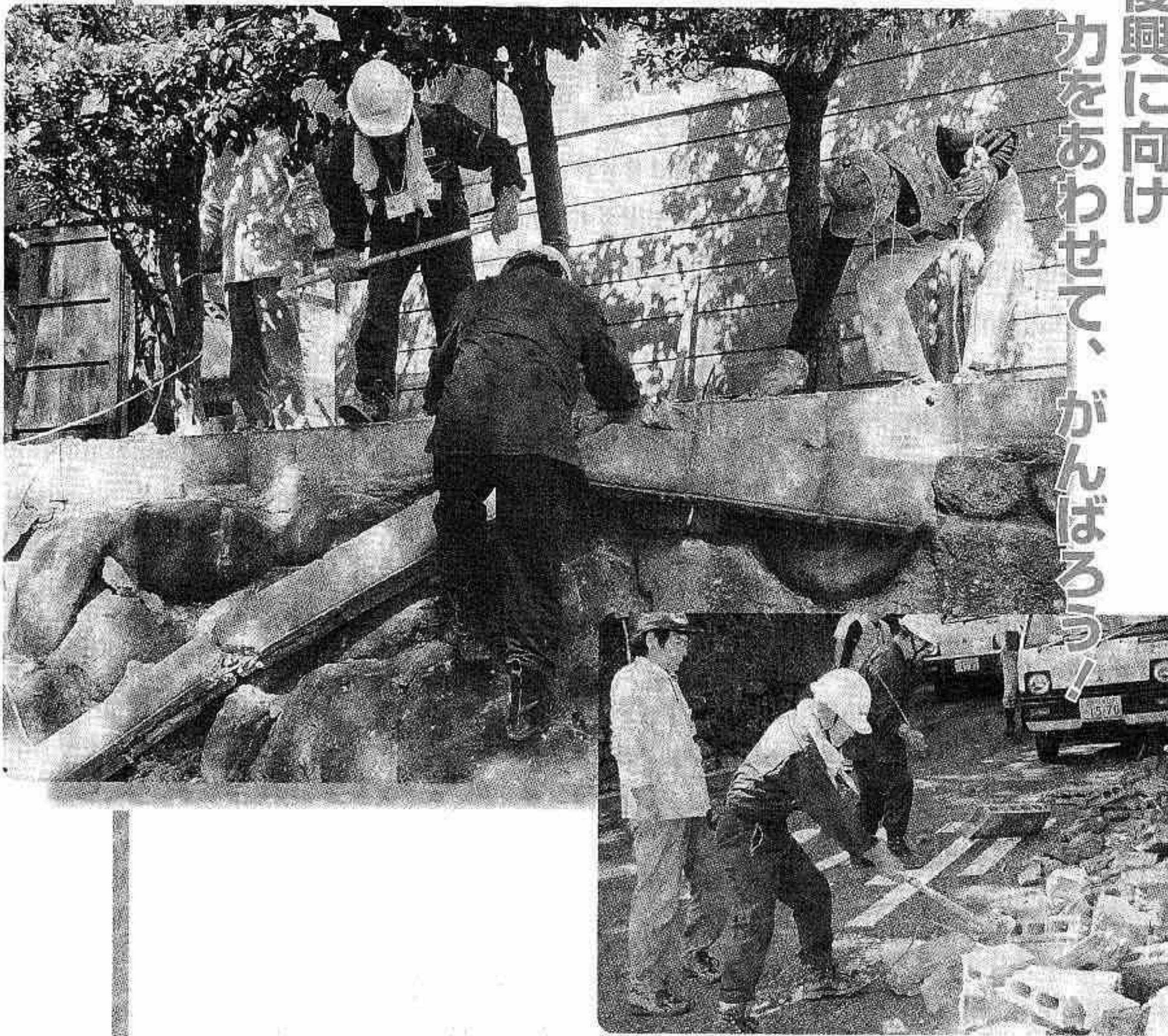
No.572

2000

10

復興に向け

力をあわせて、がんばる



■おもな内容■

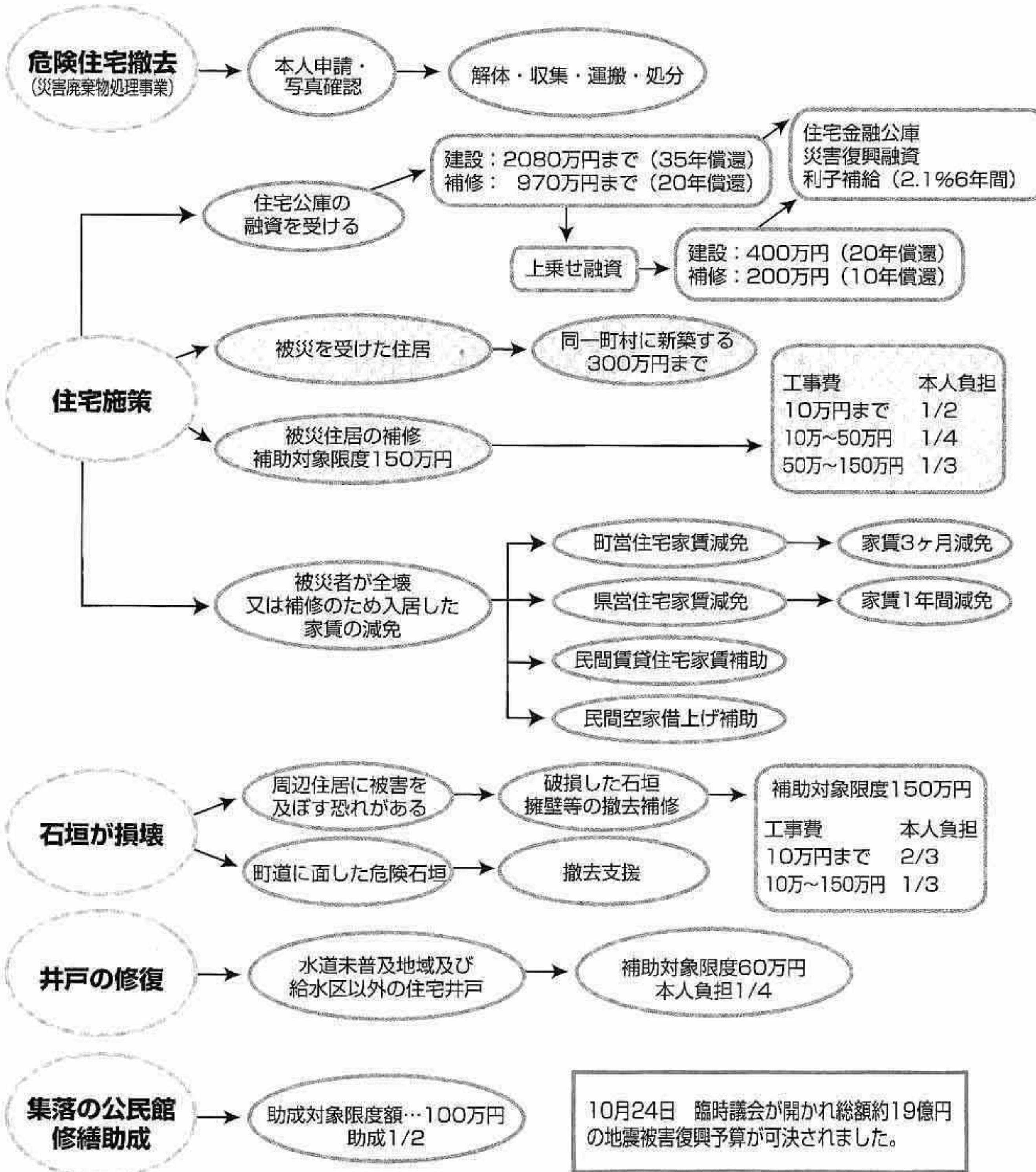
- 震災被害 2~3
- 震災支援について 4~5
- 保健だより、西伯病院だより 6~7
- 環境自治体をめざそう 8
- 私と農業 9
- 園児募集 10~11
- まちづくり、まちのできごと 12~13
- 運動会 14~15
- ちょっとこしいいはなし 16~17

ボランティアさんの力強い手助け

町内のボランティアさんの道案内で、県内外のみなさんが、自分の出来る手助けをしてくださいました。壊れたブロック、ガレキの手早い片づけ作業で、たくさんの方が助かりました。ありがとうございました。

地震で被災されたみなさま

ご相談は役場1階 ☎ 663111へどうぞ!!



への支援策

(住宅施策・見舞金)

無料
弁護士会法律相談
(電話予約必要)

借地・借家の問題、住居の取り壊し、建て替え、保険等の相談に応じます。

【場所】

- ①法律相談センター米子
- ②鳥取県弁護士会米子支部仮事務所
- ③各相談登録弁護士の法律事務所

【受付】

鳥取県弁護士会米子支部
☎0859② 5710

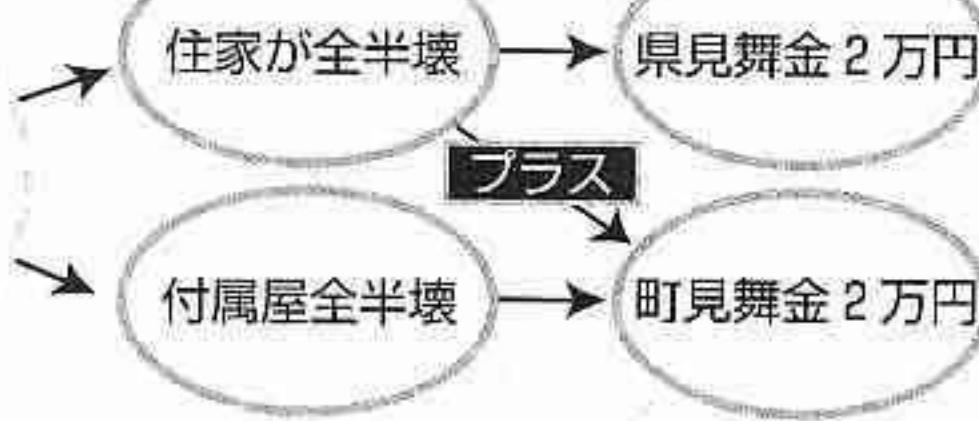
相談場所、時間は予約時に指定

1日も早い復興のために…
災害復興室 設置しました。

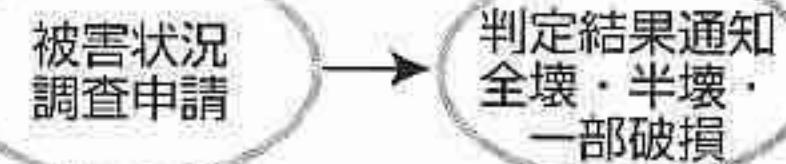
町民生活課 災害救助法 減税、生活相談	建設水道課 町営住宅、町道 上下水道 他
総合窓口	
ロビー	□ 玄関 □
	□ 産業課 農地、森林 ため池 他

主事 船原 美香	災害復興室 (総務課)	主幹 山本 直生	災害復興室 (健康福祉課)	「配置換」	町民生活課長補佐兼 災害復興室長	松原 秀和	【兼務】 10月24日付で人事異動 (旧任)
----------------	----------------	----------------	------------------	-------	---------------------	----------	------------------------------

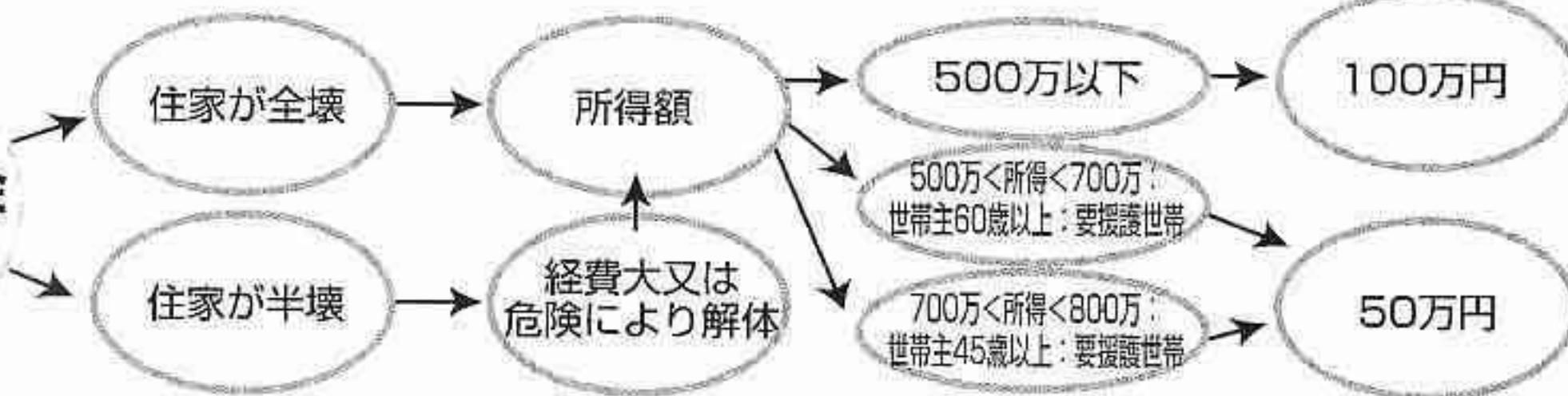
見舞金制度



り災証明書発行



生活再建支援金制度



高齢者生活支援制度

